

2020年11月27日(金曜日)

〔ファクスだより〕

「船員の健康確保に向けて」の概要について④

これら(先週号で掲載した健康診断の現状等)を踏まえて、健康診断の項目を検討すると、現行の船員法に基づく健康検査においては、具体的には、以下の見直しを検討すべきである。

①陸上労働者において、雇い入れのときにも健康診断を実施している項目等について、原則必須(35歳以上は必須。35歳未満は指定医の判断で省略可)とすること。

【例】貧血、血中脂質、血糖(空腹時または随時血糖。指定医が必要と認める場合はHbA1c)、心電図、肝機能、BMI、腹囲(BMI20未満および妊婦等についても指定医の判断で省略可)

②健康証明書の記載事項などの以下の項目を明示すること。

【例】既往歴、服薬歴、喫煙履歴、業務歴、自覚症状・他覚所見の有無

③外航船員に対し、陸上労働者の海外勤務者に求められている以下の項目について、指定医が必要と認める場合に実施すること。

【例】腹部画像検査、血中尿酸量検査、B型肝炎抗体検査、ABO式・Rh式血液型検査、糞便塗抹検査

④騒音の影響のある機関部の船員について、船舶所有者は、健康影響の早期発見や予防のために、オージオメータを用いた検査の実施に努めることとすること。なお、オージオメータを用いた検査による結果を合格標準へ導入することに関しては、他の運輸関係事業における聴力基準を参考にしつつ、専門家の意見を聞いた上で、現行の合格標準に相当する合格標準の基準の設定の要否について今後検討すること。

なお、これらの健康検査の項目の見直しに伴う合格標準の見直しの要否については、船員の健康管理のために必要な項目であるのか、船員の乗船の可否の判断のために必要なのかという点も含めて、検討することが適当である。

次回も引き続き、「船員の健康診断のあり方」についてお届けします。